

(1) 事業所としての理念

- ①身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。利用者一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、事業所を運営しますので身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。
- ②「親の前でもできる支援」虐待防止の為に、正しい知識を身に付け専門性を高める努力をする。
- ③昨日と今日の変化に気付けるよう、観察力を磨きあらゆる行動が何が原因で起こっているのかを常に考える。
- ④3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の状態や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

- ①利用者の理解と支援の向上により身体的拘束リスクを除きます。
利用者一人ひとりの障害特性を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ②責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。
管理者・サービス提供責任者が率先して事業所内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、障害による行動等について事業所全体で習熟に努めます。
- ③身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。
ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく一緒に考えます。

(3) 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

- ①身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催
身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。委員会は1年に1回以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

②身体拘束等の適正化対応策担当者

高橋 永一郎（課長）

③委員会の構成員

責任者 理事長（安藤 学）

委員：理事長、課長、係長、主任

④委員会の検討項目

- 1、前回の振り返り
- 2、3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- 3、(身体的拘束を行っている利用者がある場合)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- 4、(身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- 5、(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- 6、意識啓発や対応策等必要な事項の確認・見直し
- 7、今後の予定(研修・次回委員会)
- 8、今回の議論のまとめ・共有

⑤記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員に周知徹底します。

(4) 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束等適正化のため介護職員、生活相談員その他の従業者について、職員採用時のほか、年一回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成します。

(5) 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

①3要件の確認

- ・切迫性(入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

②要件合致確認

利用者の状態を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の状態等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

③記録等（※別紙）

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人にご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定（特に解除の予定を記載）

（6）身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

（7）ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は本施設で使用するマニュアルとともに、すべての職員が閲覧可能とするほか、ご利用者やご家族も閲覧できるよう施設内の掲示での公開を行います

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、令和5年11月20日より改正施行する。